

令和7年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第5号）

令和7年3月14日（金曜日）午前10時開議

議案審議（委員長報告～討論～表決）

- 第 1 議案第 2 4 号 令和7年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 5 号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 2 6 号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第 2 7 号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 2 8 号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 2 9 号 令和7年度美郷町水道事業会計予算

陳情等審議（委員長報告～質疑～討論～表決）

- 第 7 陳情第 4 6 号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
- 第 8 陳情第 4 7 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情書

追加議案審議

- 追加日程第 1 議員派遣について
- 追加日程第 2 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	熊谷隆一	2番	村田薫
3番	鈴木正洋	4番	藤原政春
5番	高山茂雄	6番	高橋邦武
7番	深澤均	8番	伊藤福章
9番	高橋正和	10番	泉美和子
12番	熊谷良夫	13番	澁谷俊二
14番	長谷川幸子	15番	鈴木良勝
16番	森元淑雄		

欠席議員（1名）

11番 深沢義一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

11番、深沢義一議員から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第24号から議案第29号の委員長報告、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第1、議案第24号から日程第6、議案第29号までの6件を会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

この議案の審査方を予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、鈴木良勝議員は登壇願います。

（予算特別委員長 鈴木良勝議員 登壇）

○予算特別委員長（鈴木良勝） それでは、予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

3月6日の本会議において当委員会に審査を付託されました、議案第24号から議案第29号までの6議案の審査経過と結果を報告いたします。

3月10日午前10時、委員14名が出席し、議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算について審査を行いました。

はじめに、歳入についてですが、町税関係では個人町民税について、各所得の見込みや前年度対比増減率と構成割合、個人住民税滞納繰越分の減少の理由及び収入確保のための県との連携、固定資産税について、土地、家屋、償却資産の対前年度比増減率と構成割合及び滞納整理の対策について質疑があり、所要の説明を受けました。

次に、歳出についてですが、総務費関係では、ホームページ改修委託料の内容、テレビ回覧板の内容、旧わくわく園跡地等宅地造成工事の内容とスケジュール、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金の増額の要因と負担割合、カーブミラー設置工事予算の減額理由、個人番号カー

ド所有率の令和7年度の目標についての質疑があり、所要の説明を受けました。

民生費では、敬老記念行事の内容、子ども・子育て支援拠点施設整備の事業内容とシステム構築業務委託料の内容について質疑があり、所要の説明を受けました。

衛生費では、ゲートキーパー養成講座の内容、プラスチックごみ回収袋の内容について質疑があり、所要の説明を受けました。

労働費では、雇用促進支援事業の支援の在り方について質疑があり、所要の説明を受けました。

農林水産業費では、鳥獣被害防止・予防の予算内容、熊対策や猟銃使用の内容、有害鳥獣誘引樹木伐採事業の実績と事業展開の方策、緩衝帯整備業務委託料の面積増加の理由、園芸メガ団地整備事業補助金の内容、都市農村交流事業の内容、新規就農者等支援事業の内容、再造林支援業務補助金の内容について質疑があり、所要の説明を受けました。

商工費では、美郷やくみぜんの活動状況、誘客推進事業委託料の減額理由、真木真昼県立自然公園を美しくする会負担金の増額理由について質疑があり、所要の説明を受けました。

土木費では、ネオニコチノイド系農薬の水質検査8か所の位置、安楽寺大通り線の排水対策工事概要と旧わくわく園跡地の開発との関連、住宅の省エネルギー化・断熱化改修工事業の補助金上限のかさ上げ理由と対象要件について質疑があり、所要の説明を受けました。

消防費では、消防団員に対する報酬及び出動手当の支出方法の考え方、秋田県次期総合防災システム負担金の内容と負担割合、空き家の行政代執行の内容、秋田県冬期防災訓練の詳細について質疑があり、所要の説明を受けました。

教育費では、学校運営協議会委員の内容とコミュニティスクールの取組内容、発掘作業委託料の概要、民俗文化財継承活動事業で制作する映像作品の詳細、各種スポーツ大会委託料の内容について質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、討論を行ったところ、反対討論がございました。その後、起立により採決を行った結果、議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算については賛成多数で原案のとおり可決と報告すべきものと決し、初日の審査を終了いたしました。

翌11日は、午前10時より会議を再開し、委員14名が出席し、議案第25号から議案第28号までの4つの特別会計予算及び議案第29号水道事業会計予算について審査を行いました。

はじめに、議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算の審査では、歳入について、被保険者数の推移の見込み、国民健康保険税の収納率とその向上対策について質疑があり、所要の説明を受けました。

次に、議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第27号 令和7年度美郷

町農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算については、質疑がありませんでした。

質疑終了後、討論を行った結果、議案第25号から議案第29号までについての討論はありませんでした。

その後、議案ごとに起立により採決を行った結果、議案第25号から議案第29号までの各会計予算はいずれも全員賛成で、原案のとおり可決報告すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） お諮りします。ただいまの報告については、会議規則第43条の規定による質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第24号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。10番、反対討論ですか、賛成討論ですか。（「反対討論です」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、泉 美和子議員は登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） 議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

令和7年度の国の地方財政計画では、地方自治体に対して公共施設の集約化、統廃合、行政のデジタル化、マイナンバーカード関連業務などを一層押しつけるものとなっております。町の令和7年度予算案はこうした地方財政計画に基づいたものであり、賛成できません。

本予算案では、住民基本台帳など基幹業務に係る電算システムについては、デジタル庁が整備するガバメントクラウドに構築された標準システムに移行することが進められています。情報システムの標準化をめぐっては、情報漏えいの危険が拡大し、自治体の負担増や独自施策の廃止など、行政サービスの後退につながりかねないなどの問題があります。

国のガバメントクラウドに集積される個人情報、多種多様、膨大なものであり、標準化によって地方公共団体の保有する個人情報までが集積されます。政府は、行政に集積される膨大な個人情報と行政情報のオープンデータ化、ビッグデータ化とその利活用による企業の利益獲得を成長戦略の柱にしており、行政のデジタル化を通じて、国、地方一体の公的サービスの産業化が進行しています。

デジタルによる情報処理の過程は人には見えず、情報の収集、集積、流通、検索等が極めて容

易に行われます。そのため、情報処理の管理方法を誤れば、人権侵害など社会全般に深刻な事態を及ぼす危険があります。デジタル技術に伴う危険性や脆弱性に根本から向き合わず、デジタル化ありきで推し進めていく政府の責任は重大だと思えます。

町はこうした国の施策に基づき進めるものではありますが、住民の利益を考えた場合、賛成できないことを述べて討論といたします。

○議長（森元淑雄） ほかに討論ありませんか。反対討論ですか、賛成討論ですか。（「賛成です」の声あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、藤原政春議員は登壇願います。

（4番 藤原政春議員 登壇）

○4番（藤原政春） おはようございます。

賛成討論を行います。

令和7年度の予算案は、美郷町が未来に向けて歩むための重要な一歩であり、町民にとって大変意義のある内容となっています。この予算案は、合併20周年を迎えた美郷町が持続可能な成長を目指し、地域の発展を支えるための基盤を築くものです。

私がこの予算案に賛成する理由は、町の未来に向けた計画的な施策が具体的に含まれているからです。令和7年度の一般会計予算は129億455万円で、令和6年度と比較して9%の増加となっています。この増加は、町民サービスの向上に直結するものであり、特に地域のニーズに応えるための施策が数多く盛り込まれています。前期行動計画の最終年度として、これまでの成果を踏まえた施策の推進が求められており、予算案はその期待に応える内容となっています。

施策の中では、子育て支援の強化については、令和7年度の予算には、妊娠、出産から子育てに至るまでの支援が充実しています。具体的に、低所得世帯の妊婦への初回の産科受診料の支援や出産後の育児サポートを行う産後ケア施設の通所利用料支援などが含まれています。また、学校給食の食材費高騰分の補助も行われ、小中学校の学校給食において栄養価の高い胚芽米を提供する準備も進められています。これにより、安心して子育てができる環境が整い、町の未来を担う子供たちが健やかに育つことが期待されています。

地域経済の振興については、美郷町の農業支援や商業振興策も強化されています。特に、6次産業化推進事業が注目されており、農業経営の複合化や新たな商業の創出が支援されます。具体的には、美郷推進作物や美郷ブランド作物の新規作付に対する支援や商業振興に向けた助成金の交付が行われます。これにより、雇用の創出や地域資源の有効活用が進み、町全体の活力が増すことが期待されます。

防災対策の充実では、最近の自然災害の増加を受け、防火対策が強化されています。美郷町地域防災計画に基づく避難物資の備蓄や防災訓練の実施は、町民の安全を守るために欠かせない施策です。具体的には、避難生活物資や食料品の計画的な備蓄が進められ、防災協定締結先との連携強化も図られています。これにより、地域の防災力が向上し、安心して暮らせるまちづくりにつながります。

そして、教育環境の整備については、教育に関する施策も重要です。学力向上対策として、教員の指導力向上を図るための研修会や授業改善の取組が行われます。また、ICTを活用した教育の推進も進められ、児童生徒の確かな学力の育成を目指します。これにより、未来の担い手である子供たちがよりよい教育環境で育つことが可能になります。

また、財政の健全化では、この予算案は財政収支のバランスを意識した内容となっており、無駄な支出を抑え、必要な施策を投資する姿勢が見受けられます。歳入の増加は町民税の見込みや地方交付税の増額を反映しており、今後の持続的な成長に向けた基盤が整いました。特に、経常的経費の削減に努めながらも政策経費の充実を図ることで健全な財政運営を実現しています。

以上のように、令和7年度の予算案は美郷町の未来を見据えたバランスの取れた内容であり、町民一人一人の生活を豊かにする施策が盛り込まれています。この予算案を通じて私たちの町がさらに発展し、住民が誇りを持って語れる町になることを信じています。

したがって、私はこの予算案を賛成といたします。

以上です。

○議長（森元淑雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） これで討論を終わります。

議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

お諮りします。議案第24号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者12名）

○議長（森元淑雄） 起立多数です。よって、議案第24号 令和7年度美郷町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第25号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、これより採決いたします。
お諮りします。議案第25号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第26号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算について、これより採決いたします。
お諮りします。議案第26号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第27号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第27号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第27号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第28号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第28号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第29号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第29号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和7年度美郷町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第46号及び陳情第47号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第7、陳情第46号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書及び日程第8、陳情第47号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

この陳情の審査方を総務産業常任委員会に付託しておりましたので、副委員長の報告を求めます。総務産業常任副委員長、藤原政春議員は登壇願います。

（総務産業常任副委員長 藤原政春議員 登壇）

○総務産業常任副委員長（藤原政春） 令和7年2月28日の第3回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第46号及び第47号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

3月5日、委員7名が出席し、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

はじめに、陳情第46号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書の審査では、以下のような意見がありました。

自分の姓に尊厳を持っている方もおり、選択ができる改正をするので、採択である。活躍している女性が不利益を被ることがあり、個人の尊厳で選べるのは大事なことであるとする。子供の姓はどうするかなど、家族崩壊につながる可能性があり、不採択である。最高裁判所では民法第755条は合憲ということで、国会での論議を促しており、今後進むものとする。国会で審議中であり、継続審査とする。子供と親、兄弟姉妹が異なる姓を持つ可能性があり、家族の一体感が薄れる懸念があるなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの2人、趣旨採択とするべきもの2人、不採択とするべきもの2人となり、美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第47号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の審査では、以下のような意見がありました。

賃金の高い都会に人が流出し、人口減につながっている。中小企業に国が支援することなどの意見を国に上げる運動は大事なことである。令和6年11月に秋田県としても国に要望している事項があり、賛成とする。全国一律になる法改正と中小企業等への支援策の拡充・強化が担保されないと最低賃金1,500円は難しい。中小企業は、人口減少や公共事業の縮小で厳しい状況である。最低賃金の改正は中小企業に負担をかけるので、雇用減少の懸念もある。まずは内需拡大を図ることが必要であり、趣旨採択とするなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの3人、趣旨採択とするべきもの3人となり、美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が趣旨採択とするべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） ただいまの副委員長報告に対して質疑を行います。

質疑は陳情番号を述べてからお願いします。それでは、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第46号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。（「10番」の声あり）原案に対して賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「賛成討論です」の声あり）

まず、原案に賛成者の発言を許します。10番、泉 美和子議員は登壇願います。

(10番 泉 美和子議員 登壇)

○10番(泉 美和子) 陳情第46号に賛成の立場から討論いたします。

選択的夫婦別姓制度は、婚姻の際、同姓を望む人は同姓に、婚姻後も生まれ持った氏名を望む人は別姓のどちらも選択できる制度です。

昨年5月のNHK世論調査では、62%が賛成、反対は27%、60代以下の年代では70%が賛成しています。

国連女性差別撤廃委員会も日本政府に対して繰り返し、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきだと勧告しています。世界では夫婦同姓を法律で義務づけている国は残念ながら日本だけです。

夫婦の95%で女性が名前を変えています。その中には、希望しないのに様々な事情からやむなく改姓を受け入れる人、改姓により仕事などの社会生活に不便をきたしている人、また結婚を望みながら改姓が制約となり、法律上の結婚を断念する人もいます。

日本においても、現行法では、日本人と外国人の婚姻・離婚、日本人同士の離婚については、婚姻または離婚後の姓を選択できるのです。しかし、日本人同士の婚姻のみに夫婦同姓が強制されていることは、名字を変えたくない人が婚姻に際して改姓を強制され、不合理な二者択一を迫るものであり、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反しています。希望する夫婦が婚姻後にそれぞれの婚姻前の姓を名のることも認め、個人の尊厳が尊重されるべきです。

通称使用の拡大で十分とする主張もありますが、勤務先で認められても、税や銀行口座では使用できない、海外では原則本名である戸籍姓しか通用しないなど、問題は解決されません。

子供の姓をどうする、今の日本になじまないのではないかという意見もありましたが、再婚、国際結婚、事実婚の場合など、既に親子別姓で暮らしている家族は多くいます。

2022年の最高裁決定で裁判官の1人は、親と姓が違う場合に子が受けるおそれがある不利益は、姓が違うことが原因というより、家族は同じ姓でなければならないという価値観や、これを前提とする社会慣行に原因があると指摘しています。

経団連は、「夫、妻それぞれが希望すれば、生まれ持った姓を戸籍上の姓として名のることができる制度の早期実現を求める。選択肢のある社会の実現に向けて、法案を一刻も早く国会に提出し、ダイバーシティ政策の一丁目一番地として国会で建設的な議論が行われることを期待する」と国に要望しています。

選択的夫婦別姓制度は、夫婦同一姓を選ぶ人の権利も保障しており、国民それぞれの思いをかなえる選択肢となる制度です。ぜひ国に対し導入を求めていくべきと思います。

以上のことから、趣旨採択では意見書が提出されませんので、ぜひ採択をして、意見書を国に提出すべきと考えます。ぜひとも議員の皆さんのご賛同をお願いして、討論といたします。

○議長（森元淑雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） これで討論を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時42分）

（午前10時57分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳情第46号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する副委員長報告は、趣旨採択です。

お諮りします。陳情第46号について、副委員長報告のとおり趣旨採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者8名）

○議長（森元淑雄） 起立多数です。よって、陳情第46号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書は、副委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第47号について、これより討論を行います。

討論ありませんか。（「10番」の声あり）原案に対して賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「賛成討論です」の声あり）

まず、原案に賛成者の発言を許します。10番、泉 美和子議員は登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） 陳情第47号に賛成の立場から討論いたします。

2024年10月の改正で最低賃金の全国平均は前年から51円引き上げられ、平均1,055円となりました。最高額の東京1,163円と最低額の秋田県951円との格差は212円、前年比8円縮小したものの、大きな格差は残されています。全国の66%に当たる31県が900円台で低いままです。最低賃金は、地域別である限り抑制的にならざるを得ない構造的な問題があります。

岩手県の達増知事は「論理的には、全国一律の最低賃金、全国共通の引上げということが理屈にかなうものだと思う」と述べています。秋田県の佐竹知事も「今のシステムは、憲法の生存権でなく、近隣県との競争で決めるたちごっこ、完全に制度疲労している。全国一律にするよう国に強

く求めていく」と述べ、県としても国に要望しています。

物価高騰が続いている中、労働者の実質賃金は下がり続けています。最低賃金の抜本的改善が今こそ求められています。

国民春闘共闘全国労働組合総連合の最低生計費試算調査では、生計費には都市と地方で差がないこと、月額25万円、時給1,500円以上必要なことが明らかになっています。特に、近年の急激な物価高騰の中で、時給1,700円以上が必要という試算結果も出されています。

最低賃金の引上げとセットで、実際に賃金を支払う中小企業や小規模事業者の経営が継続できるように支援することが最も重要です。中小企業予算の増額、賃上げをした中小企業への直接補助及び保険料などの減免、大企業との公正な取引の実現など、中小企業、小規模事業所への支援策を抜本的に拡充、強化していくことで、地域経済の好循環をつくり出せると考えます。

以上のことから、ぜひこの陳情を採択して、国に意見書を提出すべきと思います。

委員会では趣旨採択でしたので、趣旨採択では国に対して意見書を提出しないということですので、世論を喚起させるには不十分だと思います。

ぜひ議員の皆さんのご賛同をお願いいたしまして、討論いたします。

○議長（森元淑雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） これで討論を終わります。

陳情第47号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する副委員長報告は、趣旨採択です。

お諮りします。陳情第47号を趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者9名）

○議長（森元淑雄） 起立多数です。よって、陳情第47号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、副委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時04分）

（午前11時05分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。これを日程に追加し

たいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(森元淑雄) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

(午前11時05分)

(午前11時06分)

- 議長(森元淑雄) 休憩前に引き続き会議を再開します。
-

◎議員派遣について

- 議長(森元淑雄) 追加日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにした
と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり
派遣することに決定いたしました。
-

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

- 議長(森元淑雄) 追加日程第2、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長より審査中
の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継
続審査及び継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続
審査及び継続調査とすることに決定いたしました。
-

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第3回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時07分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和7年3月14日

美郷町議会議長 森元淑雄

署名議員 鈴木正洋

署名議員 藤原政春